

平成 25 年 7 月 1 日

事業主・加入員・受給者 各位

神奈川県貨物自動車厚生年金基金
理事長 筒井 康之

厚生年金基金制度の見直しに係る改正法案成立について
(ご連絡)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、厚生年金基金の運営につきまして、ご理解とご協力を賜りまことにありがとうございます。

さて、既に新聞報道等でお聞き及びのことと存じますが、去る6月19日、厚生年金基金制度の見直し等が盛り込まれた「公的年金制度の健全性および信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が参議院本会議にて可決・成立しましたので、改めてご報告させていただきます。

同改正法では、厚生年金基金制度の見直し・改革を定めておりますが、具体的な内容につきましては、今後、厚生労働省からの政省令・通知等で示される予定です。改正法の施行は平成26年4月ごろを予定されております。

現在、当基金は指定基金とされており、今回の分類上は「代行部分に対する積立比率」が1.0未満であり、所謂【代行割れ基金】に該当しております。

いずれにしましても、具体的な手続きにつきましては、今後パブリックコメントの上で政省令において定めていくとされており、引き続き情報収集・分析に努めて参るとともに当基金の今後の方針について理事会・代議員会等で協議を尽くして参りたいと考えております。今後開催いたします代議員会等の審議内容等は随時ご報告させていただきます。

今後とも、加入事業所さま、加入員の皆さま、受給者の皆さまのための厚生年金基金として注力してまいりますので、引き続きご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

制度見直しの概要は【別紙】をご参照下さい。

以上

厚生年金基金制度の見直しの概要について

1. これまでの経緯と今後のスケジュール

(1) これまでの経緯

- 有識者会議・専門委員会での検討を経て、平成25年2月厚生労働省の制度見直し案の取り纏め
- 平成25年4月12日改正法案の国会提出、6月19日可決・成立

(2) 今後のスケジュール

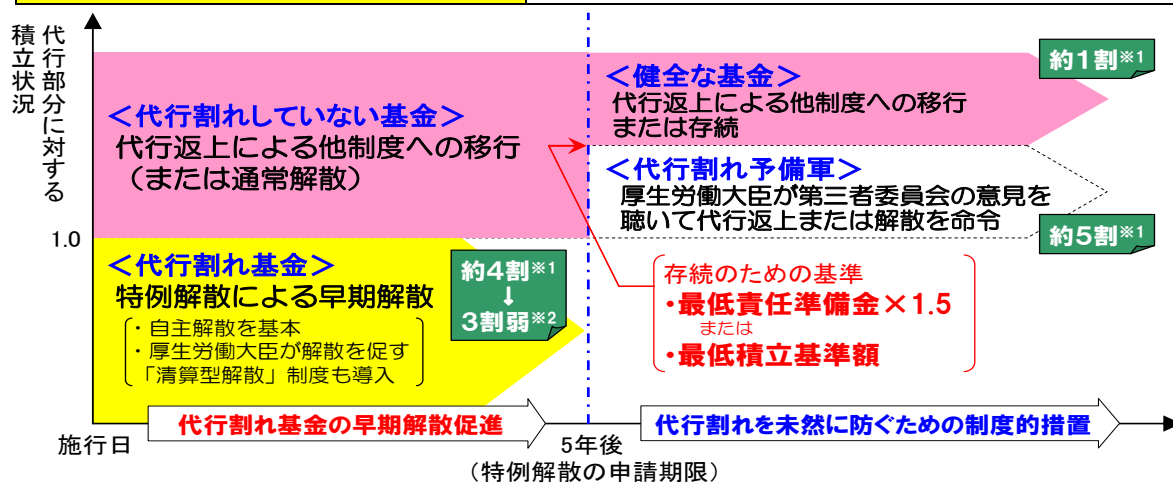
- 8月頃、厚生労働省による厚生年金基金向け説明会を開催
- 夏頃を目途に関係政省令案についてパブリックコメントを実施
- 早ければ平成26年4月より施行（法律公布日から1年以内）

2. 厚生基金制度見直し内容（概要）

(1) 代行制度の見直し

代行部分に対する積立比率で厚生年金基金を分類し以下の対応となります。

代行部分に対する積立比率	対 応
1.5 以上【健全な基金】	施行日5年後も存続可能（毎年財政チェックあり）
1.0 以上 1.5 未満【代行割れ予備軍】	施行日から5年以内：他制度へ移行または自主解散 施行日から5年後以降：解散命令
1.0 未満【代行割れ基金】	施行日から5年以内（早期に）解散を促す



(※1) 2012年3月末時点の562基金（代行返上中の基金を除く）に占める割合
(※2) 2013年3月末時点の552基金（代行返上中の基金を除く）に占める割合

(2) その他の主な見直し内容

<解散要件の見直し>

- 解散手続要件を緩和（同意基準の4分の3から3分の2への引下げ等）
- 解散理由要件の廃止（母体企業の経営悪化等の理由要件撤廃）

<最低責任準備金（注）の計算方法の精緻化>（注）代行部分の金額とお考え下さい

- 計算の根拠として使用する数値等の厚生年金本体とのアンマッチ解消

<企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進>

- 解散した基金の残余財産を事業所単位で確定給付企業年金（DB）に権利義務移転を伴わずに持込が可能となります。
- 事業所単位で中小企業退職金共済（中退共）への移行が可能となります。